

生活改善の声を上げる 国民春闘に

全労連事務局長 のむら ゆきひろ 野村 幸裕

20国民春闘では、格差を是正する。今、新自由主義によって大資産家と労働者、大企業労働者と中小企業労働者、正規雇用労働者と非正規雇用労働者、男女間、地域間で格差が拡大している。この格差を是正するには経済構造・財政構造・社会構造を抜本的に改革する必要がある。20国民春闘では希望や理想を語り、構造を抜本的に改革する扉を開き、未来を切り拓くためのたたかいをすすめる。雇用をまもり、所定内賃金の引き上げと底上げ、均等待遇を実現し、労働者の人権を保障し、平和な世界で働き暮らせる社会を現実化する。すべての労働者・国民が、将来の人生設計が立てられる職場と社会を実現する春闘をつくり上げたい。

ひとり一人が堂々と「賃金引き上げ」「労働時間短縮」など生活改善を主張することが力となる。いくつかの要求についての考え方を説明することによって議論の一助となれば幸いである。

1 賃金引き上げを拒む内部留保

可処分所得総額は1997年の約314兆円を最高に、2018年には約308兆円と減少している。要因の第1は、労働の成果が労働者に分配されていないこ

とによる。労働分配率は2009年の63.8%を最高に下がり続け2018年には50.4%へと減少している。

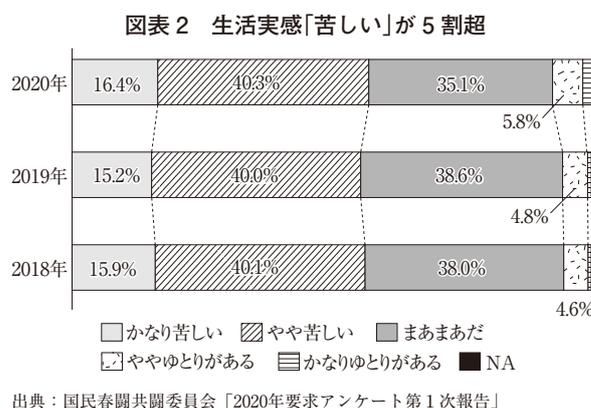
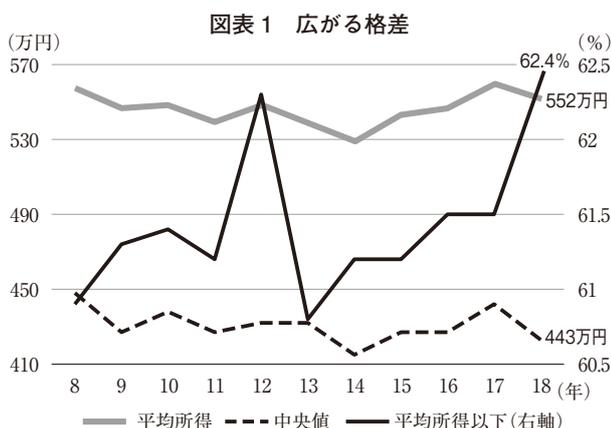
安倍首相は「生産性をあげて賃金をあげる」と言っている。しかし、2012年から2018年の労働者1人当たりの名目生産性（付加価値額）は786.6万円から835.5万円へ約49万円増えているが、平均賃金は412万円から432万円へ20万円増えているだけである。物価上昇分を加味した実質賃金は上昇していない。日本だけが、人件費削減によって消費が冷え込み、国内市場を縮小させている。

ところで、安倍政権下の2012年から2018年で、名目GDP（国内総生産）は51兆2860億円増えている。同期間の内部留保は333兆円から449兆円へ116兆円と、GDP増加分の2.26倍も激増している。さらに株式配当は、2.24倍に増加している。

可処分所得の増加には労働者と資産家の格差を是正し、労働分配率を上げることが必要である。

20国民春闘を前に経営者側は経済状況の厳しさを強調している。そこで経営者に対するたたかいとともに、大企業に対して「日本経済が困難な時期であるならば内部留保を活かすべき」ことを求め、内部留保を労働者や中小企業のために使い、経済の循環を高めることを迫るたたかいを強め、国民世論で包囲する。

20国民春闘は経営者に対するたたかいと併せて



背景資本・大企業や政府に対するたかひが重要となる。

2 実質賃金の引き上げ 月 2 万 5000 円以上、時間 150 円以上

可処分所得の減少は実質賃金が低下していることにある。国内消費の拡大と経済の循環を実現する「大幅賃上げで景気回復を」のためには実質賃金の引き上げが必要である。

全労連・国民春闘共闘委員会は「統一要求基準」とし月額 2 万 5000 円以上を掲げている。額は、要求アンケートの結果と定期昇給分に実質賃金の目減り分および消費税増税分を加味した。

要求アンケートの結果は、生活実感は、「かなり苦しい」と「やや苦しい」を合わせた「苦しい」層が 56.7% と半数を超えている。また、年収の変化では、「減った」が前年の 26.5% から 42.0% と大幅に増加し、「変わらない」が 45.6% から 29.1% へと大幅に減少した。その結果、不足額も「5 万円」と「6 万円～7 万円」が 3 ポイント程度増加し、「2 万円」および「3 万円」で 3 ポイント程度減少している。賃金の大幅引き上げが必要であることを示している。

月額の賃上げ要求で「2 万円」以上の賃上げを求める人は 54.0%、「3 万円」以上の賃上げを求める人は 38.1% にのぼっている。賃上げ要求の加重平均額は 2 万 4517 円で、増加した前年同時期（2 万 5790 円）より 1200 円程度下がり、一昨年と同程度（2 万 4143 円）となっている。

次に、定期昇給分は 2% 相当であり、消費税増税分の負担増は 2% である。

アベノミクスのもとで実質賃金は減となっている。第 2 次安倍政権以降、4.4% の減（13 年 - 1.4%、14 年 - 3.4%、15 年 - 0.7%、16 年 + 0.7%、17 年 - 0.2%、18 年 + 0.2%、19 年 + 0.3%）となっており、これを取り戻すことが重要である。従って、実質賃金低下分の 4.4% に定昇相当分の約 2% と消費税増税分 2% を加えた 8.4% の賃上げが必要である。

一般労働者の平均の所定内賃金は 31 万 796 円（毎月勤労統計調査 2019 年 5 月確報）である。5 月分を基準にしているのは、賃上げを一定反映している時期だからである。所定内賃金に 8.4% の具体的な額は 2 万 6107 円となる。

以上のことから所定内賃金の要求額は 2 万 5000 円以上と設定した。

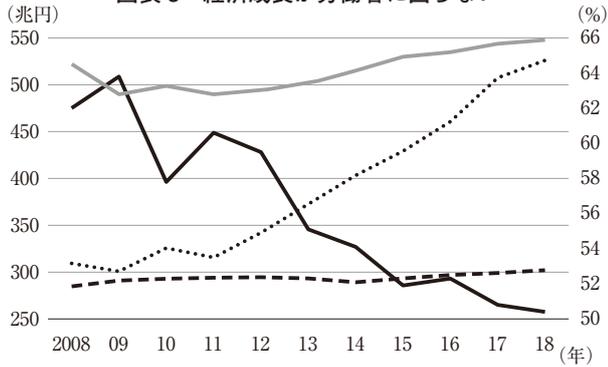
非正規と正規の賃金格差解消

時間給賃金労働者の統一要求額は時間額 150 円以上と設定した。

フルタイム雇用労働者と同様にアンケート結果等を基礎に、この間の格差の拡大分を加味して設定した。

格差の拡大分を加味したのは、1985 年以降、正規雇用労働者の賃金は一定上昇したが、非正規雇用労働者の賃金の上昇は率・額ともに小幅にとどまっていた。この格差を解消するためである。非正規雇用労働者の賃金は正規雇用労働者の 64.6% にとどまっている。特に非正規雇用労働者に占め

図表3 経済成長が労働者に回らない



--- 可処分所得 利益剰余金 — 名目GDP — 労働分配率(右軸)
 出典：内閣府「国民経済計算」

る女性の割合は68.4%を占めている。しかも女性非正規労働者のうち未だに年収200万円以下なのが1178万人、81.8%となっている。

この間の賃金格差はパートタイム労働者を中心に家計補助との性格付けが温存された等の理由がある。しかし、現在は、生計維持者である。ダブルワーク・トリプルワークをうみ、健康をむしばむ原因となっている。そこで、改善のための時間単価の加算が必要である。男女間の賃金格差も放置することはできない。

要求アンケートによると時間額での賃上げ要求額で「100円」以上が66.3%であり、「150円」以上は34.1%である。時間額での賃上げ要求の加重平均は139.5円（去年同期147.9円、一去年同期114.9円）となっている。

次に時間給賃金労働者の平均賃金は1162円（厚労省「毎月勤労統計調査」2019年5月確報）である。平均賃金に8.4%をかけた時間給の額は97.6円となる。

以上を踏まえ、格差の解消分を上乗せして、150円以上と設定した。

3 全国一律最賃制の実現、1500円に

20国民春闘では全国一律最低賃金制度の確立を実現する。その水準は1500円である。

全国一律最低賃金制の実現によって、賃金を底上げし、地域間の格差を解消し、地域経済を活性化させる。

最低賃金の引き上げは、最低賃金以下または最低賃金近くで働く全国の労働者の約15%の賃金上昇に直接結びつく。ところで、最低賃金を引き上げるが、同時に手当の削減や労働時間短縮を図る動きがある。賃金引き上げ分を年収の増に反映させるたたかひが必要である。

なお、最低賃金は非正規雇用労働者だけの課題ではない。正規雇用労働者でも所定内賃金を所定内労働時間で割った時間単価が最低賃金額を下回っている労働者が正規雇用の公務労働者も含めている。最低賃金以下で働く仲間の賃上げ、企業内または産業内最賃が必要である。

さらに最低賃金の引き上げをすべての労働者の初任給の改善につなげる。そして、初任給改善分を各年代の賃金引き上げに反映させることが必要である。「最低賃金をわがこと」として運動し、底上げを図り、全体の賃上げにつなげる。

最低賃金額の都道府県間の格差は、若者の流出につながり地域の衰退に拍車をかけ、地域間格差をさらに拡大している。地域の賃金は最低賃金と相関し、社会的人口減は最低賃金の低い県ほど大きい。国土が狭く、統一価格の商品が多い日本で地域ごとに最低賃金を決める現代的な意味はない。

そもそも賃金は労働力の対価であって、次世代の養育も含む生計費によって決められる。私たち労働者は働くことによってのみ生活の糧を得ることができる。約2万人を対象に16都道府県で実施した「最低生計費試算調査」の結果は全国どこでも「月額約23万円」と差がないことを示した。「最低生計費」は、生存するためのぎりぎりの生計費ではない。「憲法25条」の「人間らしい」生活ができる水準である。住居費の高い地域は交通経費が低く、安価で買える大規模店もある。地域間で生計費の格差はない以上、賃金の地域間格差は認められない。

全国一律最低賃金制下における水準は、各地の最低生計費試算調査の結果を踏まえて、1500円と

する。

中小企業政策の拡充

ところで、最低賃金の引き上げは中小企業の経営を圧迫するとの議論もあるが、2018年に休・廃業、解散した企業の49.1%は黒字経営だった。倒産・休廃業の理由として、「賃金の上昇」はほとんど見られない。逆に高知県労連の試算によると1500円の算定賃金で県内総生産約2兆4000億円の3.7%にあたる884.8億円、県内生産がのびる。

なお、全国一律最低賃金制の導入には中小企業政策の拡充が欠かせない。中小企業振興条例の制定と併せて①中小企業予算の増額、②賃上げをした中小企業への直接補助および保険料等の減免、③大企業との公正な取り引きの実現、公正な取り引きを徹底する政府の監視体制の強化、④地域における中小企業向けの有効需要の創設が必要である。具体的な額や実施の時限など中小企業団体等との懇談を重ね政策を提言する。

4 底上げになる均等待遇、格差是正

同じ労働であれば同じ賃金を支払うことの原則を確立することが「人間らしい働きかた」には欠かせない。19国民春闘でも均等待遇の実現を求めたたたかいが多く職場で取り組まれ要求が実現した。2020年4月からの「パート・有期法」施行の先取りであり、不十分な法制度を職場からのたたかいで上乗せしている。しかし、政府・財界は正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差を残そうとしている。私たちは「非正規差別 NG」運動をすすめ、職場から均等待遇を求めるたたかいを拡げている。

また、均等待遇を理由とした正規雇用労働者の賃金引き下げを許さないたたかいも重視する。移住労働者の権利保障とともに賃金の実質的保障も

必要となる。組織化しながら、正規雇用・非正規雇用一体となって均等待遇を推進する。

5 労働時間短縮、インターバル規制強化

20国民春闘は、労働時間短縮を求めるたたかいを強化する。以下の時間規制を要求とする。

①時間外労働の上限は、週15時間、月45時間、年360時間までとすること。

②勤務時間インターバル規制を実施し、24時間について連続する11時間以上とすること。

③深夜勤務や変則勤務、対人労働の場合は、労働時間を短縮すること。

なお、週や月の労働時間に関して、賃下げなしの法定労働時間の短縮への要求も議論を開始する時期ではないだろうか。

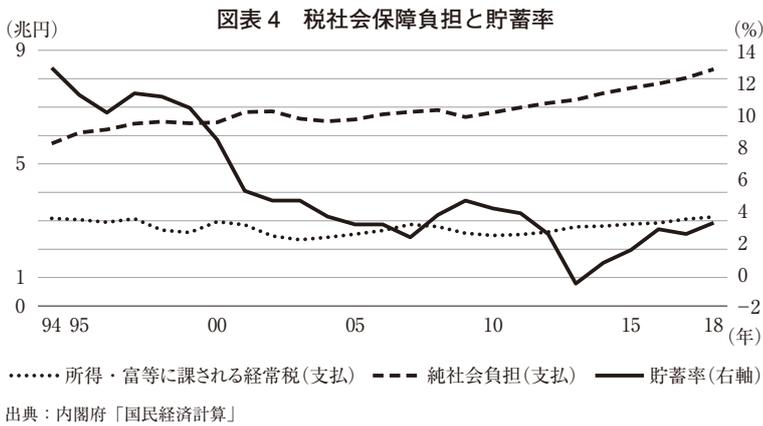
労働時間の規制を緩和する安倍「働き方改革」を許さず、「裁量労働制」の拡大反対や「高度プロフェSSIONAL制度」の廃止に向けたたたかいなども重視する。

また、2019年第200回臨時国会で与党が強行成立させた学校職場における「1年単位の変形労働時間制」については春闘期に条例化を許さないたたかいとなる。すべての地方・地域で職場からのたたかいを展開する必要がある。教職員の増員を求める「せんせいふやそう」運動と一体となったたたかいの展開が求められている。

6 消費税廃止を視野に5%に減税を

2019年10月1日、安倍首相は経済指標が悪化している中、6ヵ月間も予算委員会を開かず、参議院選挙後、2ヵ月間も臨時国会を開かず国民の不安や危惧を放置したまま消費税の税率10%への引き上げを強行した。

消費税増税による国民1人当たりの負担増は、



年5万1000円になる。10月の景気動向指数は、前月比5.6ポイント低下し、3.11東日本大震災以来の大きさとなった。消費支出は前年同月比5.1%減少している。さらに中小企業における税負担や設備投資負担は中小企業の倒産や休業・廃業を増加させ、11月の企業倒産は3ヵ月連続で前年同月上回り、負債総額も1.0%増と6ヵ月ぶりに上回っている。また、企業は人件費が消費税の控除対象とならないとして、業務の外部委託化や派遣への置き換えなどをすすめている。軽減税率やキャッシュレスの押し付け、「全世代型社会保障」などは「低所得者の救済」とはかけ離れた高所得者向けの節税策であることが明らかになった。低所得世帯には逆に負担増となる冷たい施策である。

消費税が導入されて31年間の消費税収は397兆円である。ところで法人3税の減税が298兆円、所得税・住民税の税収は275兆円減った。「社会保障のため」として導入した消費税の正体が、大企業と高額所得者への減税の穴埋めのためだった。消費税を5%から8%に引き上げたことで、国民の暮らしと景気、中小企業の営業が破壊され、日本が“経済成長できない国”となった。

消費税の廃止を視野に緊急に5%に減税を掲げた共同のたたかいを広げることが必要である。応能負担の原則の徹底と政府による所得調整機能の発揮という財政の確立へ、根本から変えていくために広く国民世論をおこし、大企業・大資産家奉仕の安倍政権を包囲する。

7 社会保障拡充、年金、地域医療をまもれ

財務省は20年度予算の概算要求で「高齢化による社会保障費の膨張などが主因で、19年度当初予算と比べ3兆5427億円(3.5%)増えた」としている。そもそも現代国家において社会保障費が伸びることは国の責務として当然である。しかし、社会保障費は、「自然増」を、5300億円の範囲内に抑えるとタガがはめられている。

年金制度における「マクロ経済スライド」は物価や賃金の上昇幅より年金額の伸びを抑えるための措置であり、年金の支給額の減少を目的としている。「マクロ経済スライド」をやめ、最低保障年金制度の確立とともに、将来の生活設計を可能にする「減らない年金制度」の確立が求められる。

年金の受給開始年齢は原則65歳だが、受け取り開始時期は60歳から70歳の間で選ぶことができる。この上限を75歳に引き上げる案が浮上している。年金支給開始年齢の実質的な引き上げを許さないたたかいが求められている。

厚生労働省は2019年9月26日、再編・統合の必要性があるとして424の公立・公的病院等の公表を強行した。医療費抑制や自治体の集約化は認められない。地域の実情や需要を反映している公的医療をまもることが、自然災害から国民の命と健康をまもる上からも必要である。地域でのたたかいが重要となっている。すでに地方組織内でキャラバンを実施しているところもある。民主団体とともに、地方組織と地域社保協の連携などにより「地域医療を守るたたかい」を掲げ、医師や看護師など医療労働者の増員と公的病院を拡充することを求める。

総合的な視点から中期的に経済を見れば、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)の

活用によって生まれる剰余価値を、対人労働への配分を増加させるためにまわすことが必要であり、地域医療を拡充することは可能である。国の責任である医療の負担を国民に押し付けることは認められない。また企業の社会保険料の負担割合もフランスの49.1%に対して、日本は24.0%であるようにヨーロッパと比べると低い。大企業や大資産家に対して応能負担による社会保険料の負担増と併せて、国内の人的・物的財産を国民本位に分配するという国民合意づくりと政策を推進するという政府の役割を發揮させるたたかいである。

8

改憲策動を許さないたたかいに 決定的な勝利を勝ち取る

「安倍改憲 NO ! 3000万人統一署名」を軸にした職場・地域での運動が、2017年5月3日の「安倍改憲」スケジュールを大きく遅らせている。2019年7月の参議院選挙では改憲勢力が3分の2の議席を割り込んだ。しかし、安倍首相は、参議院選挙の結果を勝手にねじまげて、「(憲法改正について) 議論していけという国民の声をいただいた」と発言し、臨時国会終了後の記者会見でも「国民の関心は高まりつつある。来る通常国会で憲法改正原案の策定を加速させたい。私の手で成し遂げたい」とあらためて改憲への執念を示した。自民党は地域からの改憲論議を促進させ、本気の改憲策動を強めている。さらに国会閉会後の閣議で中東地域への自衛隊の派遣もしようとしている。

国民が政治に望むことは、一貫して、「改憲」よりも「暮らし」である。「減災対策」強化など、「軍事費削って暮らし・福祉・教育に回せ」と求め、憲法を暮らしにいかす政治への転換が必要である。国民生活を基礎に要求に基づく「市民の共同」、「市民と野党の共同」の強化・発展を運動で支えることが引き続き求められている。

2019年参議院選挙では、32の1人区すべてで野

党統一候補が擁立され、10選挙区で勝利した。4野党・1会派と市民連合（安非法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合）の13項目の政策合意が統一の基礎となった。29の選挙区では統一候補の得票が各野党の比例票の合計を上回った。「野党が共闘してたたかうことにこそ、安倍政治を終わらせ、改憲を断念させる力がある」ということが明確に示された。

政治を労働者・国民の生活本位に転換させる内容の合意と選挙戦の結果は今後の政策協議と政権構想の議論の出発点として重要である。政権選択となる来る衆議院選挙では労働者・国民の要求運動とも結合させたたたかいを強める。「選挙で政治を変えて、生活を変えよう」との声を掲げ、選挙権の行使に繋げてこそ、政治構造や経済構造を根本的に転換させる可能性を上げていくことができる。

おわりに

20国民春闘では基本的な行動を重視する。要求討議からストライキ権の確立、ニュースの発行、経営者に対する回答期日を切った要求書の提出。ストライキ権を背景に、回答指定日に要求水準での回答を求めるたたかいを強める。回答に不満のある場合は、ストライキ権の行使を構え、粘り強く上積み回答を求める。単産や地方組織・地域組織はたたかっている労働者の激励や支援行動を行う。

併せて、内部留保の還元を求めて、大企業や地方の企業団体に対する社会的なたたかいを強める。

生活の改善には抜本的改革が必要であり、改革を一歩すすめるには政権選択となる衆議院選挙は重要である。投票率を上げ、国民のための政治へ転換させようではありませんか。